

## 【残り2週間！確定申告はお済ですか？】

皆様、こんにちは、税務第二部の附田です。

3月となり、確定申告の時期になりましたね。

そこで、今回は確定申告について、**対象となる方**や**平成26年以降から適用される注意点**について書いてみました。



### ○ 対象となる方は？

#### (1) 給与所得がある方

- ① 給与の収入金額が **2,000万円**を超える方(この場合、年末調整の対象にはなりません)
- ② 給与を **1か所**から受けていて各種所得金額(副業や家賃収入など)が **20万円**を超える方
- ③ 給与を **2か所以上**から受けていて、年末調整をされなかった給与の所得金額と各種の所得金額の合計金額が **20万円を超える方**
- ④ 退職所得のうち外国企業から退職金など、徴収されない所得がある方  
※退職所得については、一般的に、退職金の支払の際に支払者が源泉徴収していますので、申告は不要です。

#### (2) 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いて残額がある方

※公的年金等の収入金額が **400万円以下の場合には申告は必要ありません。**

#### (3) 各種所得がある方

事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、雑所得などの所得金額から、所得控除を差し引いても残額がある場合は、確定申告をする必要があります。

※確定申告書の提出が不要な場合であっても、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算、繰越控除の特例などの適用を受ける方は確定申告書の提出が必要です。

### ○ 平成26年以降から適用される注意点は？

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって**廃止されました**。つまり、20%+復興特別所得となります。

**ゴルフ会員権やリゾート会員権**など生活に通常必要でない資産を譲渡して生じた譲渡損失については、給与所得などの他の所得と**損益通算できない**こととされました。この改正は、平成26年4月1日以後の当該資産の譲渡により生ずる損失に適用されますので、平成26年3月末までの譲渡は損益通算可能です。

いつまで延長するかと注目を浴びてきた、ゴルフ会員権等の損益通算が、ついに今回をもって終わりになりました。非常に残念ですね。

住宅借入金等特別控除について、その適用期限が平成29年末まで延長されました。

また、平成26年4月1日以後平成29年末までの間に、一定の住宅の取得等または認定住宅の新築等をした場合に**最大控除額等が拡充されました**。詳しくは国税庁HPなどをご参照ください。

今回は確定申告の基本的なことを書かせていただきました。

確定申告は年1回しかやらないので、計算を行う上でいろいろ疑問点が出てくると思います。

ご質問等がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。(税務第二部/附田 茂樹)